

# 起業等及び空き家等活用支援事業補助金

南あわじ市内での新たな起業を促進するため、起業に必要な経費の一部を補助しています。条件に当てはまれば開業済でも2年以内は申請可。空き家や空き床の取得費を対象とした加算金や移住者への加算金あり。

補助額	
基本補助額	対象経費の合計額の <b>2分の1以内</b> 上限 <b>150万円</b>
加算金	女性による起業 30万円 移住者による起業（1人） 30万円 移住者2人以上 50万円 離島辺地での起業 20万円 空き家等取得費の <b>3分の1以内</b> 上限 <b>100万円</b>

## 【対象経費】

起業等に係る経費

- ・事業所の改修工事費
- ・事業所の賃料及び共益費
- ・建物の外装・内装及び設備工事費
- ・備品購入費（1万円以上が対象）
- ・広告宣伝費（外注費を含む）



→起業日（開業届出日または法人設立日）を基準に前12か月～後3か月内に発注・納品・支払された経費  
（海外で購入したもの・フリーマーケット等の販売元が不明瞭なもの・領収書の発行できないものは不可）

- ・光熱水費、通信費、備品賃借料

→起業日後3か月



## 【加算金】

- ・空き家・空き床の取得費

→起業日前24か月から起業日までの間

開業届または  
法人設立

	24	...	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	
空き家取得費	←																	
改修工事費			←														→	
賃料・共益費			←														→	
光熱水費																	→	

## 【対象者】

### 次のすべての条件に該当する者

- 市内で起業等しており、市内に居住している者  
※起業している場合は、起業日後2年以内
- 市内で起業・市内に居住を予定しており、実績報告までに起業、市内居住を済ませることができる者
- 起業等する事業の代表者かつ実質的な経営者であること
- 南あわじ市商工会が開催する創業塾（起業セミナー）を受講しており、商工会から推薦を受けた者（TEL:0799-42-4721）  
※受講予定でも申請可だが実績報告までに修了する見込みがある者
- 起業後、商工会に加入する意思のあること
- 状況報告に5年間対応すること（5年以上市内で事業継続すること）
- 過去にこの事業の補助金を受けたことのない者

	提出書類
申請	<ul style="list-style-type: none"><li>□ 起業等及び空き家等活用支援事業補助金交付申請書（様式第1号）</li><li>□ 事業計画書（様式第2号）</li><li>□ 収支予算書（様式第3号）</li><li>□ 支出金額等が確認できる書類の写し（見積書など）</li><li>□ 世帯全員の住民票の写し</li><li>□ 法人）法人概要書（様式第4号）</li><li>□ 事業所及び空き家等の付近見取図</li><li>□ 事業所及び空き家等に係る賃貸借契約書又は売買契約書の写し</li><li>□ 商工会からの推薦書（様式第5号）</li><li>□ 誓約書（様式第6号）</li><li>□ 移住者加算 転入前3年間の住所が確認できる戸籍附表</li></ul>
実績報告	<ul style="list-style-type: none"><li>□ 起業等及び空き家等活用支援事業実績報告書（様式第10号）</li><li>□ 事業実施報告書（様式第11号）</li><li>□ 収支決算書（様式第12号）</li><li>□ 個人事業の開業届出書の写し又は法人設立届出書の写し</li><li>□ 未納税額のない証明書（発行日から1月以内のもの）</li><li>□ 法人）法人の登記事項証明書</li><li>□ 領収書等金額、時期、内容等が確認できる書類の写し</li><li>□ 備品及び工事費の場合着手前、工事中及び完了後の写真</li><li>□ 許認可等が必要な業種の場合は、当該許可証等の写し</li><li>□ 営業内容がわかる広報関係資料（チラシやSNS等のQRコード）</li><li>□ 創業塾（起業セミナー）の修了書</li></ul>

## 【申請・問い合わせ】

〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1

【全般】商工観光課（市役所2階） TEL：0799-43-5221

【移住】ふるさと創生課（市役所3階） TEL：0799-43-5205

【空き家】都市政策課（市役所2階） TEL：0799-43-5227



は 様  
こ 式  
ち 等  
ら 詳  
う 細  
←